

■現行法の矛盾・疑問と感るところ

<建築基準法>

全般		個別の指摘はしませんが、制定時の技術的状況や社会的状況を前提に作成されていると思います。現在では関係のないような条文表現も多く、体系が判りにくくなっています。
		それぞれの法令が複雑なため、許認可権者ごとの縦割りが進み、共有理解がないと感じます。
		制定当時からすると全体的に古くなり、複雑、制度疲弊を起こしていると感じる。付け足しの改正を繰り返した結果、増築を繰り返した温泉宿のごとく難解でわかりにくい。抜本的な法改正が必要な時期ではないでしょうか。
		その法令制定の意図をもっと具体的に示し、グレーゾーンの判断時はそれに則ってジャッジすべきだと考えます。文言や数値は守っていても果たしてこれ安全か？というのが認められたり、どう見ても問題無いと皆が思えるのに、それを問題無しだと示す適当な文言の記載が無いばかりにNGな場合があります。（別棟解釈や避難距離解釈で経験あり）
		地方公共団体の役所により、法の解釈が違っていることがあり、設計での対応が困難です。
		居室の床高・天井高、採光計算、換気計算、シックハウス求める資料、長屋の要件、完了検査済証ない建築物の用途変更、改修、増築、その他の要件に関する必要書類や検査など見直しが必要と感じます。
法2条	用語の定義	大規模な修繕・模様替えに該当するかどうかの基準が曖昧です。
法6条	確認申請	<p>歩廊・キャノピー等、床面積が算定上発生しないものは確認申請不要となりますが、これらはどんなに長大でも不要となるのは矛盾と感じます。安全性の確保が曖昧になってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>確認申請、計画通知の手続きがあいかわらず都道府県によってばらばらであり、手続きを確認するために結構な手間と時間がかかっています。また、この時代にオンライン申請への流れもあまりないようです。</p> <p>建築士法の定期講習は必要と考えますが、終了審査も併せてオンライン講習ができるようにしていただきたいものです。</p>
法20条	構造規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混構造</li> </ul> <p>木造住宅で、柱一本でも鉄骨を使う（鉛直荷重のみ負担）と混構造になるのはいかがなものでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請における4号建築の特例は廃止したほうが良いと思います。</li> </ul>
法22条	準防火構造	法22条区域外壁規定 建物が駐車場などの居室でない場合は屋外側だけを強化して室内側を省略してほしい。
法28条	採光・換気	<p>計画換気の設定はありますが、断熱気密の設定はありません。この条文は元々シックハウスの要因であるVOCによる室内空気汚染対策が始まりですが、計画換気が正常に機能するためには建物の断熱気密化が欠かせません。</p> <p>都市部において採光は不要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の採光 生活様式の多様化に伴い、住まい手の選択で良いのでは？都市型狭小敷地では、1,2階の採光は確保できません。</li> <li>・都下で敷地面積に余裕がない場合、有効採光面積を確保するのが難しいと感じます。都市住宅に限られた敷地で高層化の中で居室としての採光面積に何らかの緩和が適用されても良いのではないかと感じます。</li> </ul>
法28条の2	シックハウス	シックハウス法は建材規制と換気扇設置です。最近のコロナ禍の中で2回/時間の換気が求められています。コロナ対策のために現状の4倍に換気することは無理なので、建材規制を強化して、換気規制に1/20の開口部自然換気も良いとしてほしい。
法35の2	内装制限	難燃材と準不燃材は無垢木材の厚みで燃え代設計と同じ扱いにしてほしい。難燃材は5分燃えないこと、準不燃は10分燃えないことなので、燃え代60分60mmの考えを採択して、無垢木材15mm以上を難燃材、20mm以上を準不燃材にしてほしい。
法35条の3 令111条	無窓居室	無窓居室を区画する主要構造部を耐火構造または不燃材料でつくるについて、奥行きのあるオフィスビルで採光の無い内部側に30㎡を超える居室を設けた場合、その区画壁をシステム天井を崩してスラブまで立ち上げる必要があり、原状復旧含めて過大な負担となっています。天井までの不燃区画壁でも可とすることができないのでしょうか。
第3章 集団規定全般		建築物の建ぺい率、容積率、高さ制限等について都市計画で決められた範囲内であれば確認申請で決められてしまい、街区単位のまちづくりについて地域で協議しながら進められる体制になっていません。

法48条	用途地域	建築基準法用途地域と都市計画法の市街化調整地域 テレワークが多くなっている状況で調整地域で不動産や、弁護士、設計事務所等の事務所の解説が出来なのが時代に即していないと感じます。
		・兼用住宅の面積規定 リモートワーク等で、住宅が仕事場になる傾向で、住宅地で一定規模以下の事務所しか認められないのはおかしいのではないのでしょうか。
		建築基準法別表第2 (い) 第一種低層住居専用地域内では事務所単独の建築物は不可であるが、職種によってはむしろあって望ましい場合もありうると感じます。
		個人住宅で敷地が十分に広い場合、住居専用地域での兼用部分の床面積が50m <sup>2</sup> 以内という縛りに緩和条件を加えてほしい。建蔽率などから、近隣住宅の生活の妨げにならないような広い面積の敷地と判断された場合、兼用部分の面積(50m <sup>2</sup> 以内)に緩和をもうけるなど。
法86条の7	既存不適格	既存建築物に対する一棟/別棟扱い。既存適及などはストック活用に対する完全阻害要因となるなど。 これなどは建築種別に関係なく解決すべき問題ですが、一方で特定の建築種別に対して解決する必要のある問題も多々あります。
		完了検査済証ない建築物の用途変更、改修、増築、その他の要件に関する必要書類や検査など見直しが必要と感じます。
		古い建物は仮に建築確認申請があっても検査済み証の無い建物が大変多くあります。その際に第三者機関に高額を払って検査済み証に値する調査を依頼しなければなりません。既存建物が安全に推移してきた既得権的な事も認められていません。既存建物に構造的負担をかけない増築設計にすることでもっと容易に増築できるようにできないものか常々感じています。
令46条	木造 壁量計算	無等級材使用 定める基準とは現在JAS材のことを示している。構造基準なので、構造強度が確認できればよいのだから、無等級材の使用が可能な告示にしてほしい
		壁量計算は直上の建物の重さに影響するのに、床面積に係数を掛けるだけである。詳細な構造計算との隔離は大きい。耐震診断ぐらいの簡単な計算法にしてほしい。
令114条	隔壁	小屋裏隔壁 ・100㎡を超える室はその室ごとで、区画が必要 ・切妻などの内部空間が天井裏や小屋裏がない建物でも小屋裏や天井裏の矛盾した解釈で区画を求められるケースがあります。 ・天井裏の無い多様な建築空間を創造し設計する上で特に小屋裏の定義(解釈)がとても不条理と感じます。
令126条の2	排煙設備	排煙設備 階段や吹き抜けなど、下の階から上層階へ煙が流入するおそれのある部分は防煙区画が必要。ただし、吹き抜けの規模が大きく、上下階を一体として排煙設備を検討すべき空間であれば、吹き抜けに面する防煙垂れ壁の設置が免除されます。→審査機関ごとや審査機関でも担当者で解釈が異なる場合があります。
		基準法の排煙という考え方が、消防と防火、排煙という考え方が真逆と感じたことがあります。
告示98号	業務報酬基準	住宅などの小規模の設計をしており、告示で設計料を算出すると赤字になります。
		告示98号の設計監理費の定めが民間契約においては形骸化されていること(資本主義経済においては義務化しなければ無意味)

■現行法の矛盾・疑問と感ずるところ

<建築士法>

全般		地方公共団体の役所により、法の解釈が違っていることがあり、設計での対応が困難です。
法22条の2	定期講習	建築士定期講習の間隔が短すぎる。5年でも良いのではないのでしょうか。
法24条	管理建築士	管理建築士の専任性など全く時代・実態にそぐわないと感じます。
法24条の7	重要事項説明	重要事項説明 設計契約を行う場合は重要事項説明を省略してほしい。

<高齢者・障害者等移動等円滑化促進法>

全般		全国行政区の多くにある福祉のまちづくり条例：福祉施設で採用する場合、本来のバリアフリーや安全性の観点から矛盾することが多い。送迎付き通所施設での点字ブロックやインターホン、園児専用施設での大人用車いすの設備等、説明して「不適合」で認めてもらう場合が多い。ユニバーサルデザインの観点と、福祉施設の実務者の意見が反映されていないと感じます。
----	--	--

<消防法>

法17条3の3	定期報告	消防設備が消火器程度の定期報告は、消火器の有効期限と同じ5年に1回にしてほしい。
各県にある 消防条例		隔離距離の最後に建築の壁に防火対策が施してあれば、この限りではないしてほしい。
昭和50年 3月5日 消防安第26号	消防法設備等 設置単位	複雑化し、行政や主事、担当者によって同じ法文でも違う見解となる場合があります。

<都市計画法>

法29条	開発許可	開発許可に該当するかどうかの判断について、行政によって基準が違う事です。 例えば、切土・盛土による開発行為だけではなく、土地が広ければ駐車場整備の為に土地整地だけで開発行為に該当する事もあります。開発許可の要・不要の判断基準に疑問を感じます。
法34・43条	市街化 調整区域	市街化調整区域に建築できるものについて。市街地に集中した都市計画法でなく、山間地の利用にも目を向け、過疎化対応、都市から地方への移住、里山暮らしを促進させるために、建築できるものについて適応範囲の見直しや条件緩和等、街と山間地の生活範囲の見直しをすべきと考えます。

<建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律>

全般		地方公共団体の役所により、法の解釈が違っていることがあり、設計での対応が困難です。
法27条	小規模建築物 エネルギー 消費性能 説明義務	してそれぞれの都道府県で議論されていると伺っていますが、例えばこれからの住宅建築には木製建具(高額の木製建具メーカーを除く)が今後使用できないなど、工業製品だらけの住宅によって、日本らしい家の佇まいが皆無になり、それによって街並みの風景が変貌し、取り返しのつかない未来になる事に懸念を抱いております。そうした観点から部位ごとの緩和措置も必要と思います。 また2025年を目途に義務化の方向が決まっている省エネ基準は建築物省エネ法が根拠となりますが、そもそも建築物は外界の寒さや暑さ風雨や湿気から住まい手や使い手を守るために作るのですから、最低限の基準を定める基準法で外皮性能についてなんら言及がないのは、時代との乖離を感じます。
その他 太陽光発電について		周辺施設の高さや方位、積雪を考慮しないで義務化するのとは実効性に無理があると思います。高層ビルの方が義務化しやすいのではないのでしょうか。

<その他>

日本建築 行政会議 集団規定 の適用事例 1-7		階の判定とエレベーターの停止箇所について。どこの行政もそうなのかわかりません。今まで設計した中で、スキップフロアになっている建物は数件ありました。つまりは床は重なっていないので、2階建てという判定を受け、ただ、床レベルに段差があるので、EVは3床に停止する、という建物です。その際に、建物は2階建てで確認済証ももらっていました。2階になるか3階かで、耐火認定が変わったり、非常用出入口などの話が加わったりします。 つい、最近設計した2階建ての住宅も傾斜地であり、床段差があって、EVは3床に停止するよう設計しました。シャフト以外は重なる床なし。でも、これはEVが3階停止するならば、3階建てと判定すると、確認機関から言われました。その根拠は、日本建築行政会議が発行している集団規定の適用事例の1-7によります。 この規定は見る限り、高層建物などで低層階に停止しない部分のシャフトの床面積を参入しなくてよいという、どちらかという緩和規定ですが、そこに停止する床は参入するとあるので、それを準用されるということです。つまりは床面積が発生するので階である、との判断です。もはや、2階建てがずれたスキップフロアの建物は、4階建てになることとなります。 今回の住宅は、確認申請だけならば、3階建てで申請してもなんら問題はないのですが、自然公園法で、3階建てが認められない地区であることが問題になりました。そもそも自然公園法も独自の高さ制限で基準法とは違う測り方をします。それに則って10m以下で作ってもなお、EVの3階停止で、全部がアウトになるのもおかしな話ではありますが、確認機関と県からは、EVをやめればよい、または2床だけに停止すれば2階建てでよい、と言われました。このバリアフリーなどを考慮すべき時代に、その回答がとても理不尽でなりません。 自然公園法の役所は、建築基準法が3階建てと言うならば、我々も3階建てで見ると、杓子定規な考えも、少し残念ですし、バリアフリーを推奨する中で、EVがつけられない、というのがやはりいくら考えてもおかしいのではないかと思います。建築基準法に、EVが着床する床は階に算定する、という条文はないと思います。 もっと言うならば、記載された内容や、法の主旨をくみとらずに文字面を拾っているような判断もおかしいのではないかと感じています。
--------------------------------------	--	--

■地域ならではの感じる法解釈について

北海道	耐火建築物や準耐火建築物の躯体内部を行うウレタン吹付等は可燃物となるために本来必要な量を明記しづらく感じます。躯体内部を行う断熱材（可燃性）について具体的な但し書きや扱いを明確化していただきたいです。
	地域性などを考慮し、法令ならびに条例にて設定すべきではないでしょうか。住宅に限らない方がよいと思います。
	屋外直通階段で、冬の経路確保のため屋根・融雪設備等の措置が必要な事。
関東	機器からの排水先（雨水・汚水の区分）がまちまちです。
栃木	栃木県には大谷石組構造の建物が多く店舗など各種活用実態があります。200㎡未満であれば用途変更申請は伴わないが、構造的安全性を担保する為に宇都宮市では補強ガイドラインが示されています。200㎡を超えると中には耐震診断をするような行政指導もあるが個体差の大きい大谷石造では事実上不可能です。地域文化に根差した建物における建築行為の構造的な法解釈を自治体に一定の判断を委ねるような法体系になることを望んでいます。
東京	東京都の安全条例の厳しい解釈
	建物前面が空地・河川の場合の採光計算、都条例の窓先空地やゴミ置き場、自転車置き場等
	都市の過密した場所では敷地がますます小さくなるのに、北側斜線などが最も厳しく土地の有効活用の妨げになっています。都市環境に合わせて見直せるものもあると感じます。
	狭い土地に建築する居室の採光やその他要件は此处に条文（ただし書き）があると良いと思います。
横浜市	横浜市の道路側の北側斜線 なぜ横浜だけ道路中心とされているのでしょうか。
	横浜市の北側斜線制限は条例によって全国に比べ厳しく（道路の中央から）なっており、ともすると建主の権利を毀損してはいないでしょうか。
愛知	2m接道のとれない旗竿敷地の建て替えの見直しや、家族間に限っては同一敷地内での別棟二世帯住宅の建築許可を、是非実現してほしいです。地方では親子の多世帯近居暮らしが多くなっています。昔からの実家の大きな敷地内に子世帯の住宅を増築希望するケースが多い。
近畿	木造三階建共同住宅のバルコニーに避難ハッチを必ずつければならないのですが、三階建だと避難ハッチで避難する様なケースがかなり少ない様に思いますので、基準法と同等で問題ないかと思えます。
福岡	H=200の土留めにコンクリートブロックを積むと擁壁と判断されたことがあります。
	これからの建築は地域の地区計画等を基準とした自治体主体の条例に基づくまちづくりができるような法整備が求められると思います。
熊本	がけ条例が、熊本県と熊本市で解釈が違うのがおかしいと思います。
鹿児島	1. 崖に面する道路斜線が県と鹿児島市では基準が違います。 2. 隣地からの延焼措置の考え方が、鹿児島市では梁下までの塀で良いのですが、県では塀の上端より3mの離れを求められます。

■これからの法律に求めること

法の簡素化、わかりやすさ	建築士の裁量に任せる範囲が段々と減ってきている様に思いますので、改めて資格者としての責任を重くし、裁量の幅を広げた方が自然だと思います。
	日々実務をする設計者の立場から、法令の詳細化自体に問題があると思う。
	地域やその要求にあった（法的な解釈よりもより実態にあった）法をもとめます
	細分化しすぎた嫌いがあるので時代にあわせた抜本的な法改正を検討を行う時期ではないかと思われる。 また、一方で安全性、特に耐震性の確保のために4号建築の特例や構造のブラックボックスとなりやすい型式認定を廃止し、全数構造計算を義務化の実施に移行すべきではないだろうか。
	法令集全体が見にくい書かれている内容があちこちに書かれて整理されていない。
	建築物やそれに関わる資格を規定する諸法令に関しては、あまり法に細かい対応を期待しすぎるべきではないと個人的には思います。法はむしろごっくくりしていて、時代時代、地方地方の実情に合わせて解釈と運用ができる方が、創造的な仕事を保てるのではないのでしょうか。 一方で会計法等に代表される、設計者の選定が物品購入と同じ扱いが基本というのは、運用で随意契約ができるかというテクニカルな話でごまかすよ役所間の横の情報交換を行い、一元的な法への対応を決めてほしい。
	法規が複雑すぎると感じるがあるので、もう少しシンプルになって欲しい
	此処の確認案件を手間でも集約してまとめてあげることで 叶うかと思います。
	建築基準法の上に「建築基本法」を制定する考えに賛同します。
	しっかり法の趣旨をくんだ、裁量のある判断が必要だと感じています。
省エネ	災害や安全に関すること以外の不要で些末な内容はほとんど撤廃、緩和する方向で加速化してほしい。
	「建築物は断熱すること」という一文をかつて計画換気を加えたように建築基準法に書き加えること。建築家（士）の仕事として防火性や耐震性を検討することが当たり前のように、今後は建物外皮性能を検討することを果たすべき大切な役割として位置づけること。学校や建築士の教育に謳う事を求めたいです。そもそも建築基準法に環境を守るために必要な外皮や省エネの計算が建築設計上大切な事であると明記されていないから、ほとんどの建築士が外皮計算や省エネ計算に馴染みが少なく、結果的に不得手なのです。
	カーボンニュートラルのための法令を整備すべき。
	脱炭素や省エネ関連の法律は複雑すぎると思います。もっと単純に説明でき且つ、利用できる法律制度であって欲しいです。
コロナ	住宅の屋根に太陽光発電を義務化するのをもっと議論すべき
	・改正省エネ法が検討されている。努力義務が適合義務になる予定である。地域区分は8つにわけてあるのは理解できる。しかし、5.6.7地域の外皮規制はみんなUA値0.87である。さらに、今月7日のパブコメをみると2030年には4.5.6.7地域のUA値を0.6にすることだ。省エネ基準は段階式にすべきである。青森と屋久島が同じ基準になる。屋久島では仕様規定を採用すれば、トリプルガラス指定になるかもしれない。少数地域無視である。北方用のUA値、南用のUA値と理解していたが、屋久島まで北方用を用いるのはひど過ぎる。 ・省エネ法義務化により外皮計算の場合は建築主事ではなく、適合性判定機関審査にしようとしている。おそらく3万円アップになる。構造がそうだからという理由であるが、構造は高難度の場合だけである。住宅程度の外皮計算は難易度が低いので、建築主事が審査すべきだ。
小規模木造	コロナ後の生活様式に即した用途地域やただし書きの設定
設計料	コロナ禍による生活様式の変化、又、IT技術の進化により仕事の仕方も変わってきている。これからはより一層自宅仕事ができる業種が増え公私の境が曖昧になってゆく。故に「住宅=私用」の概念を見直す必要があると思う。
手続きのオンライン化	小規模木造の場合、建築基準法は技術基準的なものとして扱われているので、その体系を判り易くするべきだと思います。
思想	設計料の最低金額を明記し、小さな仕事でも国家資格のもとにしっかりと報酬が得られるシステムとその根拠となる法律の整備
用途地域	手続き関係のオンライン化は迅速にすすめていただきたいものです。
景観	取り締まるという観点から、人類の幸せを実現するためにという視点で立法して頂きたい。
	用途地域内の建築制限の緩和（住宅地の事務所、学校建設など）
	街並み景観方面の規制を強化してほしい